

# 令和7年海津市議会第1回定例会

## ◎議事日程(第5号)

令和7年3月21日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第12号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 令和7年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 令和7年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 令和7年度海津市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第18号 令和7年度海津市下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 令和7年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第11 議案第20号 令和7年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第12 議案第21号 令和6年度海津市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第13 議案第22号 令和6年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第23号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第24号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第25号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第26号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第27号 令和6年度海津市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第28号 令和6年度海津市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第29号 海津市附属機関設置条例について
- 日程第21 議案第30号 海津市附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第22 議案第31号 海津市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第23 議案第32号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第33号 海津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第34号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第35号 海津市情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第27 議案第36号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第37号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第38号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第39号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第40号 市道路線の変更について
- 日程第32 発議第3号 海津市議会の解散決議について
- 

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	松岡唯史君
9番	浅井まゆみ君	10番	伊藤久恵君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	近藤康成君	産業経済部長	安立文浩君
産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤久爾君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
都市建設部長	伊藤隆八君	会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君
教育委員会事務局長	後藤政樹君	消防本部消防長	平野正久君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務企画部 財政課長	小粥政人君
総務企画部 企画課長	山崎賢二君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米山一雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水谷理恵
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員を指名します。

---

◎議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算

○議長（橋本武夫君） 次に、日程第2、議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算を議題とします。

さきに予算特別委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 伊藤誠議員。

[予算特別委員長 伊藤誠君 登壇]

○予算特別委員長（伊藤 誠君） 海津市議会議長 橋本武夫様、予算特別委員会委員長 伊藤誠。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告いたしました案件は、反対討論があり、起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査については、議長を除く全議員14名の予算特別委員会において慎重に行いました。なお、議長におかれましても、地方自治法第105条の規定により委員会に出席がありました。

初めに、審査の過程で様々な質疑がありましたが、総括質疑において、東海環状自動車道整備促進事業の関係で、海津スマートインターチェンジの設置による期待される効果をどのように考えているかとの質疑があり、東海環状自動車道は東海エリアの発展において重要な

役割を担っている。本市に新たな出入口（玄関）が完成することは、観光を含むまちの発展に大きな影響を及ぼす旨の答弁がありました。

次に、令和7年度予算は、個人を補助対象とした予算が目立ち、中でも人口減少対策、移住定住に関する予算は市外の個人向けとしている。事業を成功させるためには戦略的なPRが必要であると考え、どのような方法を考えているかとの質疑があり、市外の若い世代が本市に関心を持ってもらえるよう、市制20周年を機にデジタル冊子やプロモーションビデオなどを作成し広く発信するとともに、共創によってまちの魅力を高めるとともに、にぎわいを創出し、移住定住につなげていく旨の答弁がありました。

次に、令和7年度予算の財源として、財政調整基金の2億5,000万円ほどを取り崩している要因について質疑があり、令和7年度は市制施行20周年、宝暦治水270周年記念事業などの臨時的な事業の予算が増大したことなどに伴い、収支調整の必要があった。今後は、財政状況と社会情勢を見据えて予算編成を行う旨の答弁がございました。

次に、施政方針における政策目標の一つとして、誰一人取り残すことのない地域社会づくりを掲げ、社会的支援を必要とする市民への福祉サービスの充実を図る方針が述べられていましたが、予算案を見る限り、令和7年度は魅力発信に重点が置かれている。現在住んでいる住民が安心して生活を送れるよう、サービスや社会的支援に重きを置くべきではないかとの質疑があり、令和7年度はまちづくり協働センターを設立し、新たなコミュニティや地域の絆づくりに期待している。また、高齢者福祉を中心にサービスを充実させる等、事業の拡大を図る旨の答弁がありました。

なお、審査の過程で出されました次の点を本委員会の意見として申し上げます。

協働による共創のまちづくりの推進には、市民が主体的に関与することが不可欠であり、その実現のために行政と市民が一体となって取り組むことが重要であります。

このような視点から、市長がまちづくりビジョンを全職員に明確に示し、職員が一丸となって市政運営に取り組むことでにぎわいと活力あるまちになることを期待します。以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8番 松岡唯史議員。

〔8番 松岡唯史君 登壇〕

○8番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算、反対。

私は、本予算案に反対をいたします。

本予算案の全体としましては、4つの重点テーマとその具体化された事業につきまして、おおむね理解、賛同するところでございます。

特に4つ目の重点テーマであります防災・減災対策につきましては、この間、私たちが提案、要望してまいりました学校体育館への空調設備の設置の予算が盛り込まれるなど、大いに賛同をいたします。また、そのほか平和記念事業など、私たちが提案、要望してまいりました事業が予算化されていることにつきましても、同様に賛同をいたします。

しかし一方で、本予算案には、東海環状自動車道整備促進事業に係る予算が含まれております。同事業費は、スマートインターチェンジとの連結部分の工事費とのことでありますが、かねてから私たちが主張していますように、養老インターチェンジが約4キロメートル先にあることなども含めたスマートインターチェンジの設置場所、そして市内の道路事情等を勘案いたしますと、スマートインターチェンジを整備することにより期待される効果といえますのはかなり限定的であると考えております。そのため、スマートインターチェンジ整備事業の必要性については疑問に感じておりまして、むしろスマートインターチェンジを造ったはいいけど、利用する人がいないといったことが懸念されます。

以上のことから、多額の市費を負担してまでスマートインターチェンジの設置はすべきでないと考えるため、同事業費が含まれている本予算案に反対をします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

1番 古川理沙議員。

〔1番 古川理沙君 登壇〕

○1番（古川理沙君） 議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算、賛成。

私は、本予算案に賛成いたします。

理由としては、本当初予算は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるにぎわいと活力ある海津市を目指し、引き続き「安全安心でくらしやすい環境づくり」「だれもがいきいきと活躍できる社会づくり」「にぎわいあふれる魅力と活力づくり」の3つを柱にしつつ、喫緊の課題に対する4つの重点テーマ防災・減災対策、人口減少対策・移住定住促進、市制20周年・宝暦治水270周年記念事業、市民協働の推進を掲げ、それぞれのテーマの具現を目指した効果的な予算編成となっていると思います。

特に、3つ目の柱の新規事業である東海環状自動車道整備促進事業では、東海環状自動車道の全線開通に向けた高速道路へのアクセスを向上させるための予算であり、今後の本市の

発展には欠かすことのできない事業であります。

東海環状自動車道は海津市域の北部を通過しているため、アクセス道路を整備し、スマートインターチェンジを設置することでこそ最大の効果を発揮します。地域産業の強化や観光誘客の促進、市民生活の利便性の向上だけでなく、大規模災害の発生の際の支援道路とすることで有事の際には迅速な救援救護につながることを期待されています。

現在、国道258号や南濃・関ヶ原線が緊急輸送道路に指定されていますが、養老山地の土砂災害危険区域を背負っており、支援道路としては課題があるため、東海環状自動車道を災害支援道路の主軸として活用することで支援ルートの確保につながり、より迅速な救援活動、物資輸送が見込まれます。また、アクセス道路を整備し、スマートインターチェンジを設置することで高速道路内への避難経路を確保することも可能です。

昨今、災害が激甚化しており、有事の際の市民の安心・安全を担保する上でも、東海環状自動車道整備促進事業は重要な施策であることから、本予算案に賛成します。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

7番 二ノ宮一貴議員。

〔7番 二ノ宮一貴君 登壇〕

○7番（二ノ宮一貴君） 令和7年3月19日、海津市議会議長 橋本武夫様、海津市議会議員 二ノ宮一貴。

議長の許可をいただきましたので、討論をいたします。

議案名、議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算、反対。

令和7年度海津市一般会計予算は、市制20周年の節目を迎えることで引き続き3つの柱とともに喫緊の課題に対応するため、4つの重点テーマが設けられた。

重点テーマの一つに人口減少対策・移住定住促進が上げられているが、日本全体が人口減少、少子高齢社会へと進む中では、自治体間による人の奪い合いをしているとも言える状況において、外への移住政策より現在本市で暮らしている子どもたちや若者が今後も住み続けてくれる内への政策に重きを置き、住んでいる人が暮らしやすいと思ってもらうことを市の魅力とするべきです。

そのような市の魅力は、人口が減少しても持続可能なまちづくりへとつながっていくのではないのでしょうか。

また、市の魅力を施設や一過性のイベントに求め過ぎるのではなく、安心して暮らすためのサービス給付や人口減少などに対応するための人材育成など、市の体力強化の視点でまちづくりを進める政策に転換していくべきです。

にぎわいや活力のある海津市を目指すなら、日々の生活の中で孤独・孤立に悩む市民や、困り感を抱いている市民が安心して暮らせるように、もっと寄り添っていただきたい。

以上のことから、私は令和7年度海津市一般会計予算に反対いたします。以上です。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

2番 片野治樹議員。

〔2番 片野治樹君 登壇〕

○2番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算、賛成。

本予算案には、新規事業として災害時に避難所となる学校体育館への空調設備の設置やトイレの洋式化、災害用トイレの導入、非常用電源やパーティションの追加配備の予算が計上されている。近年、全国各地で発生している自然災害後の避難所での生活環境を鑑みると、これらの設備整備により、本市が被災した際も避難者の尊厳を守り、災害関連死防止につながるものである。市民の生命、安心・安全につながる予算である。

また、市制施行20周年記念式典や記念行事の事業費、市民団体が企画した記念事業への補助金も計上されていることや、新たに設置されるまちづくり協働センターの運営サポート費も計上されており、市制施行20周年を迎えるに当たり、市民、行政が協働活動をするにより、市民活動の活性化、シビックプライドの醸成につながる予算であると期待し、本予算に賛成します。

○議長（橋本武夫君） その他討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立者12名、起立多数です。よって、議案第11号 令和7年度海津市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第12号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計予算から議案第40号 市道路線の変更についてまで

○議長（橋本武夫君） 次に、日程第3、議案第12号から日程第31、議案第40号までの29件を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長より審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 北村富男議員。

[総務産業建設委員長 北村富男君 登壇]

○総務産業建設委員長（北村富男君） 委員会審査報告を行います。

海津市議会議長 橋本武夫様。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第12号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第13号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第17号 令和7年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第18号 令和7年度海津市下水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第19号 令和7年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第20号 令和7年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第21号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第9号）のうち総務産業建設委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第22号 令和6年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第23号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第27号 令和6年度海津市水道事業会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第28号 令和6年度海津市下水道事業会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第29号 海津市附属機関設置条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、可決すべきもの。議案第32号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第33号 海津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第34号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第35号 海津市情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、可決すべきもの。議案第36号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第37号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第38号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第39号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する

条例について、可決すべきもの。議案第40号 市道路線の変更について、可決すべきもの。  
審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました23案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告します。

また、主な質疑として、議案第12号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計の関係で、EV充電器運用負担金の詳細について質疑があり、これまでの道の駅は電気事業者に対しEV充電器の電気使用料を支払っていた。しかし、EV充電器の更新の際に、電気使用料を負担金に換えることで経費の節約が見込めるという提案があったことから、負担金の支払いに変更した旨の答弁がありました。

次に、議案第21号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第9号）のうち総務産業建設委員会の所管に属する事項の関係で、総務費、養老鉄道運行支援事業の補助金額について質疑があり、一般社団法人養老線管理機構が行う鉄道施設等整備事業に対する補助金であり、鉄道施設や設備の安全対策を図るため、老朽化の度合いなど考慮して工事が選定され、国の補助内示額に基づいて沿線自治体の補助額が定まる旨の答弁がありました。

また、消防費、車両管理事業の購入車両の詳細について質疑があり、普通自動車免許で運転できる3.5トン未満の車両を購入する予定である旨の答弁がありました。

また、土木費、交通安全施設管理事業の関連で、国道における注意看板の設置やカラー舗装等の工事は地元自治体が行うべきかとの質疑があり、過年度の岐阜国道事務所との市道接続協議の結果、市がポストコーンや注意看板を設置する承認工事を行っており、今回、ポストコーンの撤去とカラー舗装を市が承認工事として行うことで、国道からの市道へ右折を可能とする協議が調った旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 続きます。文教民生委員長 古川理沙議員。

〔文教民生委員長 古川理沙君 登壇〕

○文教民生委員長（古川理沙君） 委員会審査報告。

海津市議会議長 橋本武夫様、文教民生委員会委員長 古川理沙。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第14号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第15号 令和7年度海津市介護保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第16号 令和7年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきもの。議案第21号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第9号）のうち文教民生委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第24号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第

25号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第26号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第14号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計予算について、本市の国民健康保険税が西濃圏域で一番高いという事実を鑑み、被保険者の負担を少しでも軽減すべきであることを理由に反対討論があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、その他6議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告します。

また、主な質疑として、議案第15号 令和7年度海津市介護保険特別会計予算の関係で、地域支援事業費、一般介護予防事業では、eスポーツ競技種目について質疑があり、ブロック崩しや車のレース等、楽しんで取り組むことができるゲームを検討している。また、介護予防教室の参加者が主に女性であることの認識から、男性も参加しやすい環境を目指す旨の答弁がありました。

次に、議案第21号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第9号）のうち文教民生委員会の所管に属する事項の関係で、衛生費、保健衛生総務事務事業では、ペットと一緒に入院できる病院開設に伴うドッグラン整備に対して、市が補助する目的や意義についての質疑があり、海津医師会病院及び松波総合病院は地域医療連携推進法人として良質な医療提供を目指しており、その取組の一環として、全国初ペット同伴可能な入院病棟を開設する。これにより病院間の医療機能分担、業務連携の推進、そして医師、医療従事者間の人事交流が進み、結果として市民への質の高い医療提供へとつながると考えている旨の答弁がありました。

次に、民生費、障害福祉サービス費給付事業では、サービス利用者の増加要因について質疑があり、当初想定していた利用者のサービス使用頻度が増加したことや、障害者手帳を取得する人が増加したためである旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教民生委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第12号及び議案第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第12号及び議案第13号の2議案につきまして一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号及び議案第13号の2議案につきましては一括採決いたします。

お諮りします。議案第12号及び議案第13号の2議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和7年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第13号 令和7年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、以上2議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8番 松岡唯史議員。

〔8番 松岡唯史君 登壇〕

○8番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

議案第14号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計予算、反対。

私は、本予算案について反対をします。

先日の文教民生委員会の質疑の中で、新年度における被保険者1人当たりの税額や税率は変わらないとの御答弁がありましたが、昨年、党が実施をいたしました市民アンケートで回答をいただいた方からは、国保税の負担が大きいという声を多くいただきました。また、令和5年第4回定例会での一般質問時点におきまして、西濃圏域では本市の国保税額が最も高いとのことでありました。

この高過ぎる国保税を何とかしてほしいというのが被保険者の声でありまして、基金が7億円余あるのであれば、取崩しをして被保険者の国保税負担を少しでも和らげるべきだと私は考えます。

以上の理由から、本予算案について反対をします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立者13名、起立多数です。よって、議案第14号 令和7年度海津市国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号から議案第40号までの26議案についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第15号から議案第40号までの26議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第40号までの26議案につきましては、一括採決することに決定しました。

お諮りします。議案第15号から議案第40号までの26議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和7年度海津市介護保険特別会計予算、議案第16号 令和7年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和7年度海津市水道事業会計予算、議案第18号 令和7年度海津市下水道事業会計予算、議案第19号 令和7年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第20号 令和7年度海津市羽沢財産区会計予算、議案第21号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第9号）、議案第22号 令和6年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第2号）、議案第23号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第3号）、議案第24号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第25号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第26号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第27号 令和6年度海津市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第28

号 令和6年度海津市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第29号 海津市附属機関設置条例について、議案第30号 海津市附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第31号 海津市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第32号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第33号 海津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第34号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第35号 海津市情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第36号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第37号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第38号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第39号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号 市道路線の変更について、以上の26議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩いたします。

(午前9時42分)

---

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時19分)

---

◎発議第3号 海津市議会の解散決議について

○議長（橋本武夫君） 日程第32、発議第3号 海津市議会の解散決議についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

6番 伊藤誠議員。

[6番 伊藤誠君 登壇]

○6番（伊藤 誠君） 発議第3号、海津市議会議長 橋本武夫様、提出者、海津市議会議員 伊藤誠、賛成者、海津市議会議員 水谷武博、同じく服部寿、同じく浅井まゆみ、同じく伊藤久恵、同じく里雄淳意、同じく二ノ宮一貴、同じく小粥努、同じく北村富男、同じく片野治樹、同じく古川理沙。

海津市議会の解散決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

海津市議会の解散決議。

地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年法律第118号）第2条の規定に基づいて、海津市議会を解散する。

以上、決議する。令和7年3月21日、海津市議会。

提出の理由でございます。

平成17年3月28日、海津郡海津町、平田町及び南濃町が合併し、海津市が誕生しました。その際、旧町の全議員を海津市議会議員として引き続き在任とする特例を適用し議員の任期が延長されたため、海津市長選挙の約5か月後に市議会議員選挙が執行されました。

市議会では、令和元年8月からこの合併時の特例によって同年の約半年間の間で市議会議員と市長の2つの選挙が行われていることの是非について議論を重ねてまいりました。

同時選挙を行うことの最大のメリットとして考えられることは、2つの選挙をまとめて行うことで政治への関心が高まり、投票率の向上が見込めることとあります。実際に近年、議会の自主解散・同時選挙を実施した名張市と伊賀市では、低下傾向にあった投票率がアップしています。

また、それぞれの選挙にかかっていた投票所の設営に係る費用や選挙管理費などの経費削減を図ることができます。

さらに、有権者が投票所に足を運ぶ回数が減ることによる負担軽減や、選挙に携わる立会人や市職員の負担軽減、事務の効率化も見込まれます。

当然、議会内で様々な意見はありましたが、議会だよりやホームページでもメリットとデメリットの両面提示をすることで、多くの市民の皆様からは同時選挙に賛同の声をいただいております。議会の自主解散、市長選と同時選挙の実施についての御理解をいただいているものと認識をしております。

以上のことから、海津市議会議員の解散決議を提出するものでございます。以上です。

○議長（橋本武夫君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8番 松岡唯史議員。

〔8番 松岡唯史君 登壇〕

○8番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

発議第3号 海津市議会の解散決議について、私は同時選挙を行うための自主解散をすべきではないと考えることから、同決議案について反対をいたします。

この議論が始まった背景には、本市における厳しい財政状況の下で、同時選挙による経費削減の期待が最も大きな理由であったと認識をしております。確かに本定例会における予算特別委員会におきまして、同時選挙による経費削減額は420万円ほどとのこと答弁で明らかになりました。しかし、議論が始まった令和2年における本市の財政状況と現在を比較してみますと、当時11億円余であった財政調整基金は現在30億円余積み立てられており、当時の厳しい財政状況からは脱したと言えます。こうしたことから、私は同時選挙とする必要性について疑問に感じざるを得ません。

また、同時選挙による投票率アップが見込まれるとの期待もあるようですが、前回、市長選挙の投票率が50.80%である一方で、市議会議員選挙の投票率は58.63%と、投票率としては市議会議員選挙のほうが上回っております。果たして同時選挙とすることによって投票率アップが見込めると言い切れるのでしょうか。むしろ、市議会議員選挙への関心が市長選挙と分散される懸念さえもがあると私は考えます。

そもそも私たち議員は、市民の皆様から4年という任期で負託を受け、その任期の中で選挙において掲げた公約実現に向けて議員活動に努めてまいりました。約半年の任期を残したまま自主解散をすることや、議員不在の空白期間ができることが各議員、議会、そして市民の皆様にとって有益なのでしょうか。また、議会を自主解散するだけの大義が本当にあるのでしょうか。

私は、議員の任期は原則として守られるべきであり、大義なき自主解散をすべきではないと考えます。また、役割の違う議員と市長を同時に選ぶことは、市民の皆様にとって不利益であることから、それぞれの選挙で政策を市民の皆様へ訴えて、違いを理解した上で選んでもらうほうが望ましいと考えます。

以上のことから、同決議案に反対をいたします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

5番 里雄淳意議員。

○5番（里雄淳意君） 賛成討論を行わせていただきます。

海津市議会議長 橋本武夫様、海津市議会議員 里雄淳意。

私は、発議第3号 海津市議会の解散決議について、賛成の立場で討論いたします。

本市議会では、令和元年8月から市長と市議会議員の同時選挙に関する議論が始まりまし

た。この議論のきっかけは、当時逼迫していた市の財政を立て直すために、同時選挙によって経費削減を図れる可能性があったからであります。

しかし、その前提には、平成17年の合併時の特例によって市長選挙と市議会議員選挙に5か月のずれが生じたことによって、合併以降、僅か半年という短期間に市長と市議会議員の2つの選挙が行われていたことがあったからだと認識しております。

また、議論のきっかけはさることながら、同時選挙を主題に議会内で幾度となく議論を重ね、その内容を市民の方へ発信するためにホームページや市議会だよりに掲載し、市民の方の声をお聞きできたことは、一つの結論を導き出すためのプロセスとして最善であったと感じています。

このプロセスを踏まえ、選挙によって選ばれた議員が市民の代表として議決権を行使することこそが市民の負託に応えることであり、任期が早まることでさえも決断する必要があると思います。

以上の理由によって、同決議案に賛成いたします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

3番 北村富男議員。

〔3番 北村富男君 登壇〕

○3番（北村富男君） 発議第3号 海津市議会の解散決議について、賛成の立場から討論を行います。

市長と市議会選挙の同時選挙について賛成する理由は、主に効率性の向上と市民の選挙への関心を高める点にあります。

以下に理由を述べます。

まずは、同時選挙は行政コストを削減する効果があります。選挙には多大な費用がかかり、別々に実施すれば、そのたびに選挙管理委員会や投票所の設置、投票用紙の印刷などに多くの税金が使われます。同時選挙を実施することで、これらの経費を1回に集約することができます。市民の税金の無駄を削減できます。

次に、市長選挙と市議会議員選挙を同時に行うことで、市民の投票率の向上が期待できます。多くの人々は選挙に足を運ぶことに対して消極的な傾向がありますが、同時選挙であれば、市長選挙と市議会議員選挙の両方に関心を持ち、投票率が高くなる可能性が高いです。実際に名張市や伊賀市での同時選挙における投票率は上がっております。

さらに、同時選挙は市民にとって分かりやすく、選挙の内容に対する理解を深める機会となります。市長と市議会議員という異なる選挙を同時に行うことで、市民はそれぞれの役割や重要性を比較し、より適切な候補者を選ぶための情報収集に積極的に取り組むことができます。このように、市民が複数の選挙に関してバランスよく考える機会を提供することは、

自治体ガバナンス向上に寄与することになります。

また、令和3年度の選挙に際して同時選挙の議論がされていましたが、市民や次期立候補予定者への周知が足りないという課題があり、実現に至らなかったと聞いております。今回は、市議会だより等で早くから周知してきたことにより御理解いただけたものと考えており、市民の皆様への反対の意見等についても私は聞いておりません。

以上のことから、私は海津市議会の解散決議について賛成をいたします。

○議長（橋本武夫君） その他討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。本案は、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定に基づき、議員数の4分の3以上の出席を必要とし、その5分の4以上の同意を必要とする案件です。

現在の出席議員数は15名でありますので、法定の出席数に達しております。また、出席議員数の5分の4は12名であります。

なお、地方自治法第116条第2項の規定により、議長が表決に加わる権利を有しないのは、同条第1項の過半数議決の場合のみでありますから、特別多数議決である本案の場合は、議長も出席議員数に入り、表決に加わります。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数15名、起立者12名、起立多数です。よって、発議第3号 海津市議会の解散決議については原案のとおり可決されました。

ここで私から一言御挨拶を申し上げます。

平成17年、海津市が誕生した際、市議会は合併特例法の在任特例を適用したため、市長選挙と市議会議員選挙には約5か月のずれが生じていました。過去にはこれを同時にできないかと試みられましたが、実現には至りませんでした。

そのような経緯から、令和3年の市議会議員選挙では令和7年の市議会議員選挙を市長選挙と同時に挙げるための市議会自主解散を公約にした候補者が多数に上りました。

そして、今期慎重に議論を重ねた結果、本日の解散という結論に至りました。任期を半年残しての自主解散という極めて重い決断をいただいた議員の皆様には深く感謝を申し上げます。

市民の皆様をはじめ執行部の皆様には、議会が空白となる間、御不便をおかけすることもあろうかと思いますが、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

新しく選ばれる議会には、今定例会で制定された議会基本条例を生かして開かれた議会をつくり、海津市の発展と市民福祉の増進に貢献されますことを期待して、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎解散宣告

○議長（橋本武夫君） 先ほど申し上げましたとおり、海津市議会の解散決議は可決成立いたしました。よって、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項の規定に基づき、海津市議会は解散されました。

〔拍 手〕

（午前10時37分 解散）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和7年3月31日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 服 部 寿